

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年11月12日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型） スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（1年決算型） スマート・クオリティ・オープン（成長型）（1年決算型） スマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型） 1兆円を上限とします。
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（1年決算型） 1兆円を上限とします。 スマート・クオリティ・オープン（成長型）（1年決算型） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

スマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型）
スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（1年決算型）
スマート・クオリティ・オープン（成長型）（1年決算型）

以上を総称して「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

以下の略称および愛称を用いることがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
スマート・クオリティ・オープン（安定型） (1年決算型)	安定型N	スマラップN
スマート・クオリティ・オープン（安定成長型） (1年決算型)	安定成長型N	
スマート・クオリティ・オープン（成長型） (1年決算型)	成長型N	

また、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2024年11月13日から2025年11月12日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（11）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

・各ファンド間でスイッチング*が可能です。

* スイッチングとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

<各ファンド>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">その他資産（投資信託証券（株式、債券、不動産投信））</div> 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル （日本含む） 日本 北米 歐州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ファンド・オブ・ファンズ</div>	あり （フルヘッジ） なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (株式、債券、不動 産投信))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式、債券、不動産投信に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 [*] 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

特色 1

世界各国の株式・債券・リートに分散投資を行います。

- ◆投資信託証券への投資を通じて、主として「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」の8資産(以下「8資産」といいます。)に分散投資を行います。
- ◆8資産のそれぞれについて、投資対象となる投資信託証券を指定し(以下「指定投資信託証券」といいます。)、その中から選定した投資信託証券に投資します。
- ◆投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

■ 指定投資信託証券(2024年11月13日現在)

投資対象資産	投資対象地域		
	日本	先進国	新興国
株式	<ul style="list-style-type: none">MUAM インデックスファンド TOPIXi (適格機関投資家限定)日本株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)I シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF	<ul style="list-style-type: none">MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)先進国株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)先進国株式クオリティ・インデックスファンド (適格機関投資家限定)	<ul style="list-style-type: none">I シェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETFI シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETFI シェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF
債券	<ul style="list-style-type: none">MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	<ul style="list-style-type: none">MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	<ul style="list-style-type: none">I シェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETFI シェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF
リート	<ul style="list-style-type: none">MAXIS Jリート上場投信	<ul style="list-style-type: none">I シェアーズ グローバル・リート ETF	

*指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券(当ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。)を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

特色
2

安定型N、安定成長型N、成長型Nの3つのファンドから選択できます。

◆お客様のリスク許容度に応じて、以下の目標リスク水準の異なる3つのファンドをご用意しました。

＜各ファンドの目標リスク水準＞

- 安定型N : 年率標準偏差 5.0%
- 安定成長型N : 年率標準偏差 8.0%
- 成長型N : 年率標準偏差 12.0%

●目標リスク水準は、各ファンドの変動リスクの目処を表示したもので、各ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。

(なお、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。)

※一般に、リスクが大きい(小さい)ファンドほど期待されるリターンが大きく(小さく)なる傾向があります。(必ずしもこのような関係にならない場合があります。)

●各ファンド間でスイッチングが可能です。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

【スイッチング】各ファンドを換金した受取金額をもって別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

特色
3

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からアドバイスを受け、運用を行います。

◆三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からのアドバイスを基に、各ファンドについて、8資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。

●定量・定性の評価等を勘案し、8資産についてそれぞれ期待リターンとリスクを推計のうえ、各ファンドの目標リスク水準において最も期待リターンが高くなると期待される8資産の組み合わせを基本資産配分比率として決定します。

●基本資産配分比率の決定は、原則として年1回行います。ただし、基本資産配分比率は市況動向等の事情によっては不定期に見直しを行う場合があります。なお、結果として、基本資産配分比率において一部の資産への配分が行われない場合があります。

●投資信託証券の選定は、投資信託証券の流動性等を勘案して行います。なお、選定する投資信託証券は、適宜見直しを行います。

※上記は、2024年8月末現在の基本資産配分比率の決定プロセスであり、今後、変更される場合があります。

※指定投資信託証券の決定、投資する投資信託証券の選定やリバランス等についても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からアドバイスを受けます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部」について

バランス型投信へのアセット・アロケーションのノウハウ提供(投資助言)のほか、個人、年金基金、学校法人、一般事業法人など幅広い顧客との投資一任契約に基づき、資産運用を行っています。

特色
4

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色4のような運用ができない場合があります。

特色
5

信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

◆毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

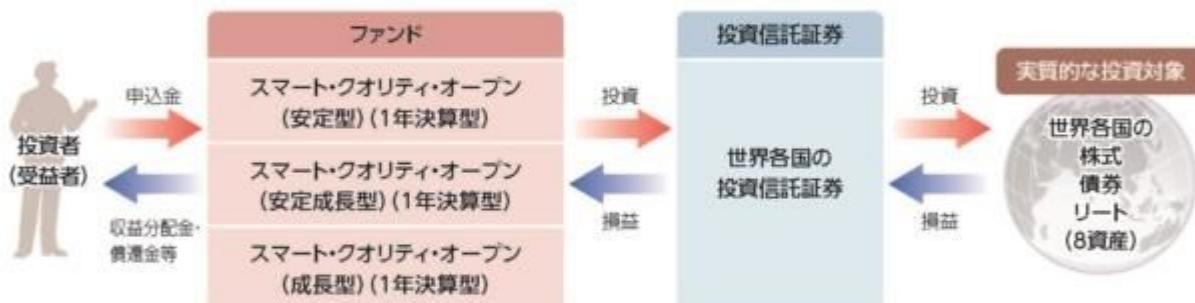
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ ファンドのしくみ

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



上記の各ファンド間でスイッチングが可能です。

*販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
同一投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。)

(2) 【ファンドの沿革】

2015年1月30日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から

三菱UFJ国際投信株式会社に承継

2023年11月14日 信託期限を2024年11月13日から無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資 損益	
投資対象ファンド	
投資 損益	
有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人にに関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2024年8月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフェイバートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
-----	----	-------	------

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%
-----------------------	-------------------	----------	--------

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の十分な成長をはかる目的として運用を行います。

投資態度

- a . 投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、実質的に世界各国の株式や債券、リートに分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。
- b . 投資する投資信託証券は、原則として、「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」等の各資産（以下「各資産」といいます。）のそれについて別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。
- c . 目標リスク水準に応じて各資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。基本資産配分比率の決定は、定量・定性の評価等を用いて定期的に行います。ただし、市況動向等の事情によっては、基本資産配分比率を不定期に見直す場合があります。
- d . 指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。
- e . 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- f . 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- g . 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

（2）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a . 有価証券
- b . 約束手形
- c . 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券（「（ご参考） 指定投資信託証券の概要」をご参照ください。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引

受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

- b . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . およびb . の証券または証書の性質を有するもの
- d . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - a . の証券およびc . の証券または証書のうちa . の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa . からd . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（ご参考）

■ 指定投資信託証券の概要

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
国内 株式	MUAM インデックス ファンドTOPIX (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.1540% (税抜0.1400%)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象として、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	日本株式最小分散 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.2585% (税抜0.2350%)	MSCI 日本株最小分散 指数(配当込み)	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象として、MSCI日本株最小分散指数(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF (注1)	日本円	ブラックロック・ ジャパン	0.2090% (税抜0.1900%) 以内	MSCIジャパン 高配当利回り 指数(配当込み)	日本の株式等を主要投資対象として、MSCIジャパン高配当利回り指数(配当込み)に連動する運用成果を目指すETFです。
国内 債券	MUAM 日本債券 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.1540% (税抜0.1400%)	NOMURA-BPI 総合	円建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、NOMURA-BPI総合に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	国内物価連動国債 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.2365% (税抜0.2150%)	NOMURA 物価連動国債 インデックス (フロアあり)	日本の物価連動国債を主要投資対象として、NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	MUKAM 日本超長期 国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.1540% (税抜0.1400%)	NOMURA-BPI 国債 超長期(11-)	日本の国債を主要投資対象として、NOMURA-BPI国債 超長期(11-)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
国内 リート	MAXIS Jリート上場投信	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.1595% (税抜0.1450%) 以内	東証REIT指数	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、東証REIT指数に連動する運用成果を目指すETFです。
先進国 株式	MUAM 外国株式 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.2530% (税抜0.2300%)	MSCIコクサイ インデックス (配当込み、円 換算ベース)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式最小分散 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.3300% (税抜0.3000%)	MSCIコクサイ 最小分散指数 (JPY) (配当込 み、円換算ペ ース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式フオリティ・ インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.3300% (税抜0.3000%)	MSCIコクサイ・ フオリティ指数 (配当込み、円 換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・フオリティ指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
先進国 債券	MUAM 外国債券 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	日本円	三菱UFJ アセットマネジ メント	0.2090% (税抜0.1900%)	FTSE世界国債 インデックス (除く日本、 円換算ベース)	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象として、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
先進国 リート	シェアーズ グローバル・ リートETF	米ドル	ブラックロック・ グループ	0.14%	FTSE EPRA Nareit グローバル・ リート・インデックス	先進国および新興国の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
新興国 株式	シェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETF*1	米ドル	ブラックロック・グループ	0.25%	MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.70%	MSCI エマージング・マーケット・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	シェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.09%以内 (注2)	MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
新興国 債券	シェアーズ J.P.モルガン・米ドル建て エマージング・マーケット 債券 ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.39%	J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建ての債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	シェアーズ J.P.モルガン・米ドル建て エマージング・マーケット 債券 UCITS ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.45%	J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建ての債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。

*上記の信託(管理)報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

*上記のシェアーズの各投資信託証券については、国内における消費税等相当額はかかりません((注1)の投資信託証券を除く)。

**1は国内未届けの投資信託証券であり、日本語名称は、シェアーズの英文正式名称の直訳を示しています。

(注2)の信託(管理)報酬率は、2025年12月末までの期間については、0.09%以内となります(終了日は変更される可能性があります)。

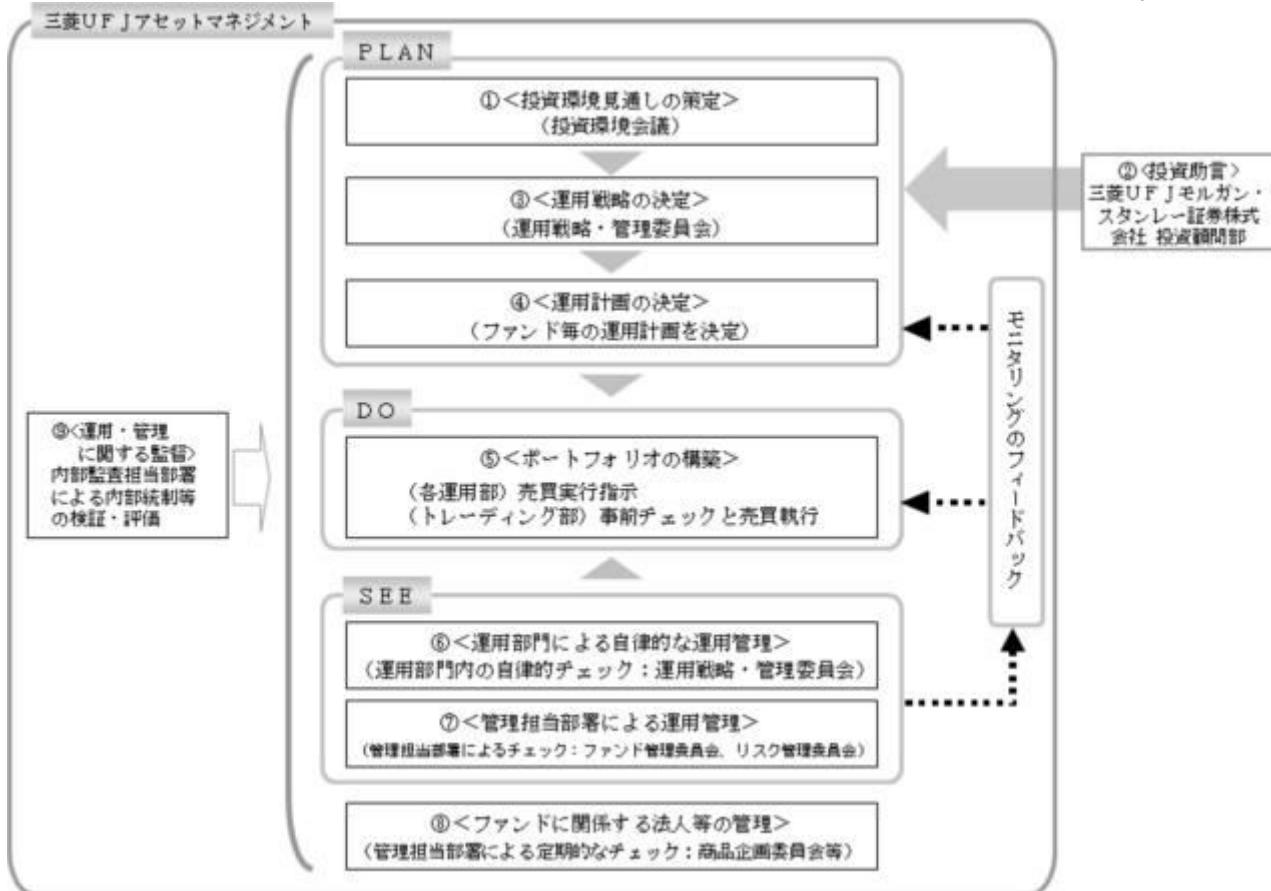
*上記は、2024年11月13日時点の指定投資信託証券であり、今後変更になる場合があります。

(出所)運用会社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメント作成

■ 指定投資信託証券の対象指數（ベンチマーク）について

- 東証株価指数(TOPIX)（配当込み）（以下「TOPIX」といいます。）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指數値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券（「フォーマンスインデックス）です。
- NOMURA 物価連動国債インデックス（フロアあり）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本国が発行したフロアありの物価連動国債の「フォーマンスインデックスです。
- NOMURA-BPI国債（超長期11年）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本国が発行した固定利付債（個人向けは対象外）の預存期間11年以上の債券の「フォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI国債のサブインデックスです。
- 当該指數の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指數の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指數を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- MSCIジャパン高配当利回り指數（配当込み）、MSCIコクサイ・オリティ指數（配当込み、円換算ベース）、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インペースタル・マーケット・インデックス、MSCI日本株最小分散指數（配当込み）、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）、MSCIコクサイ最小分散指數（JPY）（配当込み、円換算ベース）（出所：MSCI）。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります。その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・領布・使用等することは禁じられています。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、FTSE世界国債インデックス（除く日本）・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- J.P.モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス：情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指數は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指數を複製・使用・領布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.
- FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックスとは、先進国および新興国のリート・不動産関連株式の権利を表す指數です。
- FTSE®は、London Stock Exchange Groupの会社が所有する商標であり、NAREIT®はNational Association of Real Estate Investment Trusts（以下「NAREIT」）が所有する商標であり、そしてEPRA®はEuropean Public Real Estate Association（以下「EPRA」）が所有する商標であり、ライセンス契約に基づき、FTSE International Limited（以下「FTSE」）が使用します。
- 当該指數は、FTSEが算出を行います。FTSE、Euronext N.V.、NAREIT、もしくはEPRAは、本商品のスポンサー、保証、販売促進を行っておらず、さらにいかなる形においても本商品に関わっておらず、一切の責任を負うものではありません。インデックスの価格および構成リストにおける全ての知的所有権はFTSE、Euronext N.V.、NAREIT、そしてEPRAに帰属します。
- 東証REIT指數とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券全銘柄を対象として算出した指數です。
- 東証REIT指數の指數値及び東証REIT指數に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証REIT指數に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指數に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指數の指數値及び東証REIT指數に係る標章又は商標の変更若しくは使用の停止を行なうことができます。JPXは、東証REIT指數の指數値及び東証REIT指數に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指數の指數値について、何ら保証、言及をするものではありません。JPXは、東証REIT指數の指數値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指數の指數値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件インデックス・ファンドは、東証REIT指數の指數値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本件インデックス・ファンドの基準価額と東証REIT指數の指數値が著しく乖離することがあります。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。JPXは、委託会社又は本件商品の購入者のニーズを東証REIT指數の指數値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を負いません。

（3）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、**③**で策定された投資環境見通し、および**①**の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

④で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内の自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎年8月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控

除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b . 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d . 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

信用リスク集中回避のための投資制限

a . 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入

金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にはリートを投資対象とする場合があります。リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動リスク

- ・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。
- ・金利上昇時には実質的に投資しているリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

為替変動リスク

ファンドは、外貨建の投資信託証券に投資を行う場合や、投資信託証券を通じて、実質的には外貨建資産に投資を行う場合があります。投資対象としている有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

カントリー・リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の株式および債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

- ・有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- ・一般的に、金融商品取引所上場の投資信託証券、およびリートや新興国の株式・債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

a . 収益分配金に関する留意点

- ・計算期末に、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

b . 指定投資信託証券がベンチマークとしているインデックス（対象指数）が改廃された場合、当該指定投資信託証券の組入れを見直す場合があります。

c . 各ファンドについて、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下すこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

d . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

e . 各ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

f . 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリ

ングオフ）の適用はありません。

- g . 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。
- h . 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

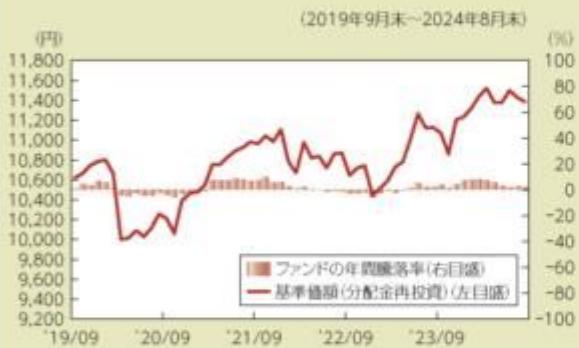
* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

安定型N

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



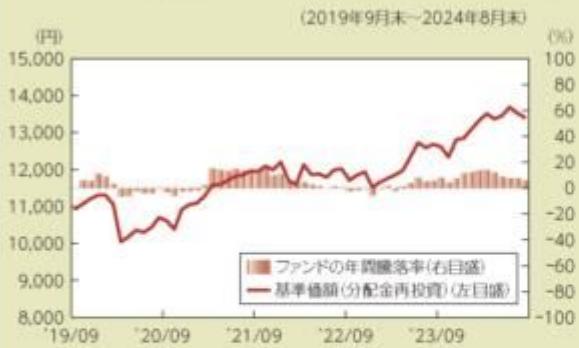
・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

安定成長型N

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

成長型N



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいです。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリーリサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債バフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され。日本を除く世界主要国の国債の毎年収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替レートによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、次に掲げる率を乗じて得た額とし、日々各ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託報酬率	
安定型N	年1.430%（税抜 1.300%）
安定成長型N	年1.540%（税抜 1.400%）
成長型N	年1.650%（税抜 1.500%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

	配分（税抜）			対価として提供する役務の内容
	安定型N	安定成長型N	成長型N	
委託会社	0.570%	0.620%	0.670%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.700%	0.750%	0.800%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.030%	0.030%	0.030%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記の他に各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りです。

実質的な信託報酬率	
安定型N	年率1.680% ± 0.10%程度（税込）
安定成長型N	年率1.790% ± 0.10%程度（税込）
成長型N	年率1.900% ± 0.10%程度（税込）

実質的な信託報酬率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託（管理）報酬率を含めた実質的な信託報酬率を、各ファンドの資産配分比率に基づき算出したものです（2024年8月末現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算で表示しています。

各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託（管理）報酬率の詳細について
は、「(ご参考) 指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、
借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産
中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎
日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時
期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委
託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用およ
び外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等
を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績
は、交付運用報告書に開示されていますのでご参考ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償
還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されませ
ん。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源
泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されま
せん。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益
(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課
税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得
税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場
株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益
通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制
度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘
定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社に
お問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公
募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の
口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会
社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当
する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償
還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得
税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制

度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2023年8月15日～2024年8月13日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定型N	1.65%	1.63%	0.02%
安定成長型N	1.78%	1.76%	0.02%
成長型N	1.90%	1.88%	0.02%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

＊当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

＊①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

＊投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

＊投資先ファンドの費用の内訳が開示されていない場合、運用管理費用を最大と想定し算出しております。

＊入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型）】

（1）【投資状況】

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,908,966,459	96.75
投資証券	アメリカ	88,106,337	1.74
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		76,544,024	1.51
純資産総額		5,073,616,820	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年 8月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	国内物価連動国債インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	1,248,470,168	1.0619	1,325,840,467	1.066	1,330,869,199	26.23
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	1,142,326,997	1.1624	1,327,875,288	1.1605	1,325,670,480	26.13
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	465,363,926	1.7105	796,008,959	1.7017	791,909,792	15.61
日本	投資信託受益 証券	MUKAM 日本超長期国債インデッ クスファンド(適格機関投資家限 定)	680,358,524	0.8381	570,212,730	0.8372	569,596,156	11.23
日本	投資信託受益 証券	MUAM インデックスファンドTO PIXi(適格機関投資家限定)	121,682,983	2.1926	266,809,410	2.3529	286,307,890	5.64
日本	投資信託受益 証券	日本株式最小分散インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	135,790,482	1.8818	255,530,529	2.0389	276,863,213	5.46
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国株式インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	32,341,632	4.447	143,824,736	4.5884	148,396,344	2.92
日本	投資信託受益 証券	先進国株式最小分散インデックス ファンド(適格機関投資家限定)	29,882,105	2.5583	76,447,389	2.6291	78,563,042	1.55
日本	投資信託受益 証券	先進国株式クオリティ・インデック スファンド(適格機関投資家限定)	22,646,124	3.1509	71,357,446	3.2472	73,536,493	1.45
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	80,364	815.51	65,537,934	830.71	66,759,788	1.32
日本	投資信託受益 証券	MAXIS Jリート上場投信	14,950	1,772.5	26,498,875	1,823	27,253,850	0.54
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	1,111	8,417.22	9,351,536	8,693.79	9,658,803	0.19
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,532	6,110.56	9,361,378	6,266.94	9,600,958	0.19
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	556	3,576.55	1,988,567	3,753.21	2,086,788	0.04

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 8月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.75
投資証券	1.74
合計	98.49

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2015年 8月13日)	7,025,983,817	7,025,983,817	10,194	10,194
第2計算期間末日 (2016年 8月15日)	9,731,569,460	9,731,569,460	9,967	9,967
第3計算期間末日 (2017年 8月14日)	7,116,348,328	7,116,348,328	10,221	10,221
第4計算期間末日 (2018年 8月13日)	8,305,709,127	8,305,709,127	10,404	10,404
第5計算期間末日 (2019年 8月13日)	6,404,658,272	6,404,658,272	10,495	10,495
第6計算期間末日 (2020年 8月13日)	6,075,311,179	6,075,311,179	10,202	10,202
第7計算期間末日 (2021年 8月13日)	5,723,457,838	5,723,457,838	10,963	10,963
第8計算期間末日 (2022年 8月15日)	5,749,936,826	5,749,936,826	10,927	10,927
第9計算期間末日 (2023年 8月14日)	5,760,379,079	5,760,379,079	11,122	11,122
第10計算期間末日 (2024年 8月13日)	4,857,982,953	4,857,982,953	11,274	11,274
2023年 8月末日	5,752,806,371		11,127	
9月末日	5,735,653,482		11,068	
10月末日	5,575,772,965		10,859	
11月末日	5,598,982,937		11,204	
12月末日	5,406,050,007		11,234	
2024年 1月末日	5,399,408,970		11,321	
2月末日	5,380,018,674		11,441	
3月末日	5,144,141,900		11,520	
4月末日	4,992,268,685		11,377	
5月末日	4,973,862,123		11,378	
6月末日	4,980,450,594		11,498	
7月末日	4,929,023,190		11,428	
8月末日	5,073,616,820		11,387	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	1.94
第2計算期間	2.22
第3計算期間	2.54
第4計算期間	1.79
第5計算期間	0.87
第6計算期間	2.79
第7計算期間	7.45
第8計算期間	0.32
第9計算期間	1.78
第10計算期間	1.36

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	7,189,813,676	297,483,710	6,892,329,966
第2計算期間	6,848,757,512	3,977,038,620	9,764,048,858
第3計算期間	3,211,407,615	6,012,871,116	6,962,585,357
第4計算期間	4,277,782,716	3,257,070,111	7,983,297,962
第5計算期間	1,179,912,378	3,060,788,604	6,102,421,736
第6計算期間	1,375,999,222	1,523,537,276	5,954,883,682
第7計算期間	949,023,847	1,683,375,672	5,220,531,857
第8計算期間	930,145,519	888,435,406	5,262,241,970
第9計算期間	660,333,569	743,159,273	5,179,416,266
第10計算期間	468,250,879	1,338,754,548	4,308,912,597

【スマート・クオリティ・オープン(安定成長型)(1年決算型)】

(1) 【投資状況】

2024年 8月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,786,101,831	94.22
投資証券	アメリカ	210,231,216	4.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		83,479,893	1.64
純資産総額		5,079,812,940	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年 8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	566,744,612	1.7097	968,991,595	1.7017	964,429,306	18.99
日本	投資信託受益 証券	国内物価連動国債インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	833,945,136	1.0619	885,566,339	1.066	888,985,514	17.50
日本	投資信託受益 証券	MUAM 日本債券インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	758,358,021	1.1626	881,667,035	1.1605	880,074,483	17.32
日本	投資信託受益 証券	日本株式最小分散インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	231,971,130	1.8818	436,523,272	2.0389	472,965,936	9.31
日本	投資信託受益 証券	MUAM インデックスファンド TO PIXi(適格機関投資家限定)	192,423,045	2.1926	421,918,313	2.3529	452,752,182	8.91
日本	投資信託受益 証券	MUKAM 日本超長期国債インデッ クスファンド(適格機関投資家限 定)	452,062,869	0.8383	378,964,303	0.8372	378,467,033	7.45
日本	投資信託受益 証券	MUAM 外国株式インデックスファ ンド(適格機関投資家限定)	70,781,786	4.4361	313,995,080	4.5884	324,775,146	6.39
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	217,125	815.51	177,068,390	830.71	180,369,558	3.55
日本	投資信託受益 証券	先進国株式クオリティ・インデック スファンド(適格機関投資家限定)	50,379,527	3.1368	158,030,500	3.2472	163,592,400	3.22
日本	投資信託受益 証券	先進国株式最小分散インデックス ファンド(適格機関投資家限定)	61,306,269	2.5583	156,839,827	2.6291	161,180,311	3.17
日本	投資信託受益 証券	MAXIS Jリート上場投信	54,240	1,772.5	96,140,400	1,823	98,879,520	1.95
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	4,889	3,576.56	17,485,802	3,753.21	18,349,473	0.36
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	920	6,110.55	5,621,715	6,266.94	5,765,588	0.11
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	661	8,417.22	5,563,785	8,693.79	5,746,597	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 8月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.22
投資証券	4.14
合計	98.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なも】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2015年 8月13日)	2,112,669,913	2,112,669,913	10,368	10,368
第2計算期間末日 (2016年 8月15日)	3,437,957,982	3,437,957,982	9,720	9,720
第3計算期間末日 (2017年 8月14日)	2,742,701,148	2,742,701,148	10,356	10,356
第4計算期間末日 (2018年 8月13日)	3,988,906,550	3,988,906,550	10,736	10,736
第5計算期間末日 (2019年 8月13日)	4,230,527,069	4,230,527,069	10,681	10,681
第6計算期間末日 (2020年 8月13日)	3,959,758,113	3,959,758,113	10,594	10,594
第7計算期間末日 (2021年 8月13日)	4,234,267,938	4,234,267,938	11,925	11,925
第8計算期間末日 (2022年 8月15日)	4,464,932,104	4,464,932,104	12,077	12,077
第9計算期間末日 (2023年 8月14日)	4,668,734,393	4,668,734,393	12,641	12,641
第10計算期間末日 (2024年 8月13日)	4,969,034,837	4,969,034,837	13,169	13,169
2023年 8月末日	4,688,647,488		12,684	
9月末日	4,671,192,436		12,615	
10月末日	4,586,476,280		12,337	
11月末日	4,649,952,131		12,811	
12月末日	4,410,738,630		12,847	
2024年 1月末日	4,466,296,127		13,094	
2月末日	4,696,977,817		13,323	
3月末日	4,756,789,607		13,511	
4月末日	4,744,125,554		13,371	
5月末日	4,954,959,077		13,454	
6月末日	5,013,060,182		13,686	
7月末日	4,993,253,467		13,529	
8月末日	5,079,812,940		13,410	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	3.68

第2計算期間	6.25
第3計算期間	6.54
第4計算期間	3.66
第5計算期間	0.51
第6計算期間	0.81
第7計算期間	12.56
第8計算期間	1.27
第9計算期間	4.67
第10計算期間	4.17

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,100,867,484	63,259,508	2,037,607,976
第2計算期間	2,090,810,292	591,468,065	3,536,950,203
第3計算期間	960,346,773	1,848,998,547	2,648,298,429
第4計算期間	1,917,471,209	850,301,193	3,715,468,445
第5計算期間	1,272,460,627	1,027,193,963	3,960,735,109
第6計算期間	999,217,540	1,222,291,493	3,737,661,156
第7計算期間	917,140,204	1,103,939,081	3,550,862,279
第8計算期間	724,968,028	578,648,082	3,697,182,225
第9計算期間	635,101,736	638,947,508	3,693,336,453
第10計算期間	926,083,591	846,132,079	3,773,287,965

【スマート・クオリティ・オープン(成長型)(1年決算型)】

(1) 【投資状況】

2024年 8月30日現在
(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,937,048,277	91.66
投資証券	アメリカ	221,275,126	6.91
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		46,135,529	1.43
純資産総額		3,204,458,932	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年 8月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)

日本	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	325,091,359	1.71	555,930,780	1.7017	553,207,965	17.26
日本	投資信託受益証券	MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	202,337,662	2.1926	443,657,697	2.3529	476,080,284	14.86
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	233,484,164	1.8818	439,370,499	2.0389	476,050,861	14.86
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	75,884,686	4.4361	336,632,055	4.5884	348,189,293	10.87
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	194,611,113	1.1624	226,234,830	1.1605	225,846,196	7.05
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	210,017,209	1.0619	223,017,274	1.066	223,878,344	6.99
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	231,100	815.51	188,465,192	830.71	191,978,837	5.99
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	68,645,742	2.5583	175,616,401	2.6291	180,476,520	5.63
日本	投資信託受益証券	先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	54,896,253	3.1368	172,198,566	3.2472	178,259,112	5.56
日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	96,390	1,772.5	170,851,275	1,823	175,718,970	5.48
日本	投資信託受益証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	118,658,304	0.8383	99,471,256	0.8372	99,340,732	3.10
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	4,270	3,576.55	15,271,911	3,753.21	16,026,232	0.50
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,059	6,110.55	6,471,083	6,266.94	6,636,694	0.21
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	763	8,417.22	6,422,342	8,693.79	6,633,363	0.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年 8月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	91.66
投資証券	6.91
合計	98.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なも】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(2015年 8月13日)	1,121,024,384	1,121,024,384	10,567	10,567
第2計算期間末日	(2016年 8月15日)	2,153,531,385	2,153,531,385	9,396	9,396
第3計算期間末日	(2017年 8月14日)	1,425,649,056	1,425,649,056	10,490	10,490
第4計算期間末日	(2018年 8月13日)	2,035,296,336	2,035,296,336	11,115	11,115

第5計算期間末日	(2019年 8月13日)	2,154,059,060	2,154,059,060	10,889	10,889
第6計算期間末日	(2020年 8月13日)	2,111,587,876	2,111,587,876	10,975	10,975
第7計算期間末日	(2021年 8月13日)	2,243,789,824	2,243,789,824	13,064	13,064
第8計算期間末日	(2022年 8月15日)	2,537,442,807	2,537,442,807	13,498	13,498
第9計算期間末日	(2023年 8月14日)	2,789,788,155	2,789,788,155	14,621	14,621
第10計算期間末日	(2024年 8月13日)	3,099,302,388	3,099,302,388	15,768	15,768
	2023年 8月末日	2,813,332,334		14,725	
	9月末日	2,829,003,871		14,652	
	10月末日	2,776,452,817		14,265	
	11月末日	2,860,464,112		14,928	
	12月末日	2,811,539,629		14,964	
	2024年 1月末日	2,875,250,726		15,490	
	2月末日	2,968,734,854		15,900	
	3月末日	3,100,231,397		16,283	
	4月末日	3,062,112,206		16,141	
	5月末日	3,135,072,013		16,366	
	6月末日	3,236,072,531		16,784	
	7月末日	3,237,553,373		16,500	
	8月末日	3,204,458,932		16,276	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	5.67
第2計算期間	11.08
第3計算期間	11.64
第4計算期間	5.95
第5計算期間	2.03
第6計算期間	0.78
第7計算期間	19.03
第8計算期間	3.32

第9計算期間	8.31
第10計算期間	7.84

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,671,922,434	611,041,518	1,060,880,916
第2計算期間	1,924,832,352	693,669,081	2,292,044,187
第3計算期間	613,791,499	1,546,818,669	1,359,017,017
第4計算期間	1,040,131,134	568,053,273	1,831,094,878
第5計算期間	565,787,647	418,722,069	1,978,160,456
第6計算期間	624,223,358	678,403,039	1,923,980,775
第7計算期間	532,442,641	738,924,998	1,717,498,418
第8計算期間	503,586,539	341,180,974	1,879,903,983
第9計算期間	380,797,657	352,601,596	1,908,100,044
第10計算期間	478,893,716	421,480,796	1,965,512,964

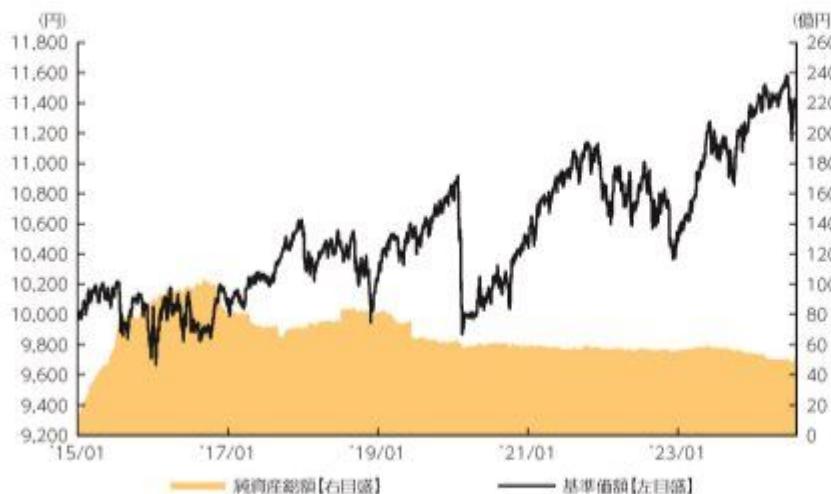
参考情報

運用実績

2024年8月30日現在

安定型N

■ 基準価額・純資産の推移 2015年1月30日(設定日)～2024年8月30日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	11,387円
純資産総額	50.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2024年 8月	0円
2023年 8月	0円
2022年 8月	0円
2021年 8月	0円
2020年 8月	0円
2019年 8月	0円
設定来累計	0円

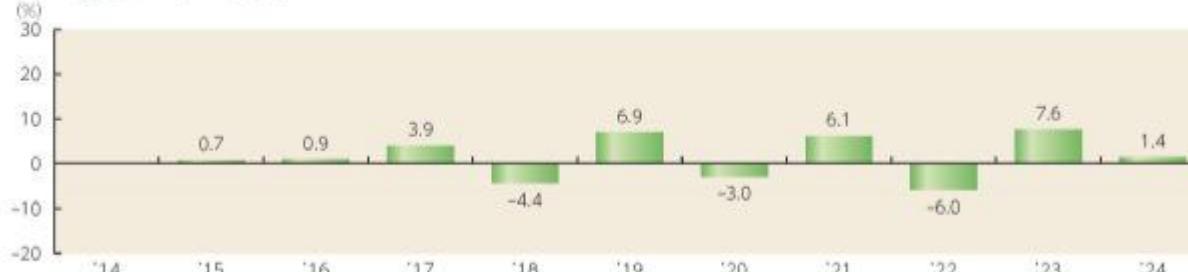
・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	26.2%
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	26.1%
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	15.6%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.2%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	5.6%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	5.5%
その他	8.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.6%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間收益率の推移

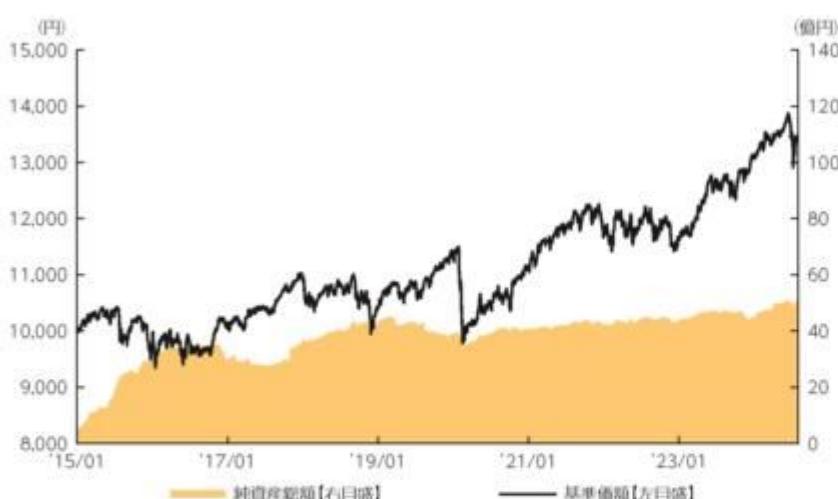


- ・收益率は基準価額で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2024年は年初から8月30日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

安定成長型N

■ 基準価額・純資産の推移 2015年1月30日(設定日)～2024年8月30日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額 13,410円

純 資 産 総 額 50.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2024年 8月	0円
2023年 8月	0円
2022年 8月	0円
2021年 8月	0円
2020年 8月	0円
2019年 8月	0円
設 定 来 累 紡	0円

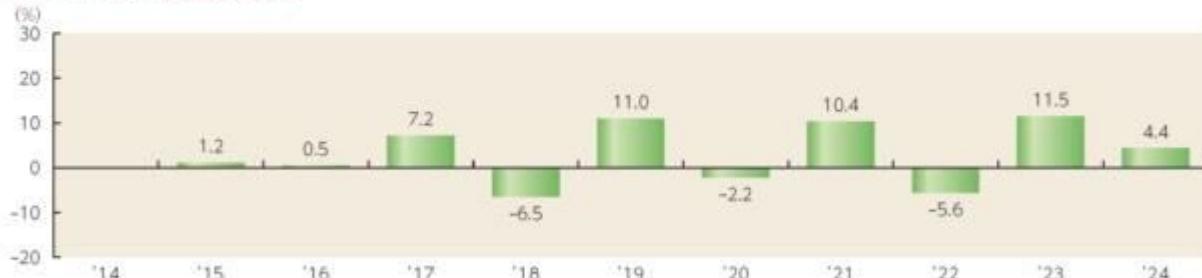
・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	19.0%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	17.5%
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	17.3%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	9.3%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	8.9%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.5%
その他	18.9%
コールローン他 (負債控除後)	1.6%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間收益率の推移

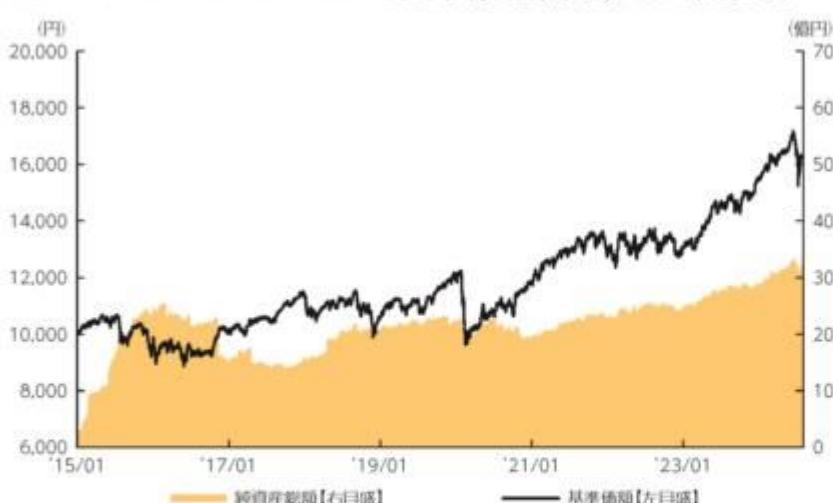


- ・收益率は基準価額で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2024年は年初から8月30日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

成長型N

■ 基準価額・純資産の推移 2015年1月30日(設定日)～2024年8月30日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	16,276円
純資産総額	32.0億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2024年 8月	0円
2023年 8月	0円
2022年 8月	0円
2021年 8月	0円
2020年 8月	0円
2019年 8月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	17.3%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	14.9%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.9%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	10.9%
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.0%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.0%
その他	26.7%
コールローン他 (負債控除後)	1.3%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2024年は年初から8月30日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

その他

各ファンド間でスイッチング*による取得申込みが可能です。その場合の取得申込みに関する取扱いも同様です。

*スイッチングとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

また、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

くわしくは販売会社にご確認ください。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

その他

スイッチングによる換金についても同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。なお、スイッチングにより換金をする場合も、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2015年1月30日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

（4）【計算期間】

毎年8月14日から翌年8月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2015年8月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年8月15日から2024年8月13日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【スマート・クオリティ・オープン(安定型)(1年決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	7,206,315	6,814,156
コール・ローン	116,357,999	89,213,964
投資信託受益証券	5,542,100,296	4,679,968,432
投資証券	154,222,076	87,752,178
未収入金	-	34,624,037
未収利息	-	520
流動資産合計	5,819,886,686	4,898,373,287
資産合計	5,819,886,686	4,898,373,287
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,558,192	4,163,449
未払受託者報酬	937,766	829,626
未払委託者報酬	39,698,846	35,120,771
未払利息	271	-
その他未払費用	312,532	276,488
流動負債合計	59,507,607	40,390,334
負債合計	59,507,607	40,390,334
純資産の部		
元本等		
元本	5,179,416,266	4,308,912,597
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	580,962,813	549,070,356
(分配準備積立金)	333,921,548	310,734,650
元本等合計	5,760,379,079	4,857,982,953
純資産合計	5,760,379,079	4,857,982,953
負債純資産合計	5,819,886,686	4,898,373,287

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
営業収益		
受取配当金	8,911,344	7,280,279
受取利息	205,697	323,947
有価証券売買等損益	167,234,010	149,306,930
為替差損益	13,324,604	2,014,646
その他収益	-	940
営業収益合計	189,675,655	158,926,742
営業費用		
支払利息	60,378	12,836
受託者報酬	1,873,253	1,755,910
委託者報酬	79,300,820	74,333,447
その他費用	667,527	637,377
営業費用合計	81,901,978	76,739,570
営業利益又は営業損失()	107,773,677	82,187,172
経常利益又は経常損失()	107,773,677	82,187,172
当期純利益又は当期純損失()	107,773,677	82,187,172
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,631,519	23,178,351
期首剰余金又は期首次損金()	487,694,856	580,962,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,596,646	59,621,661
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,596,646	59,621,661
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,733,885	150,522,939
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,733,885	150,522,939
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	580,962,813	549,070,356

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年8月13日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年8月15日から2024年8月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1. 期首元本額	5,262,241,970円	5,179,416,266円
期中追加設定元本額	660,333,569円	468,250,879円
期中一部解約元本額	743,159,273円	1,338,754,548円
2. 受益権の総数	5,179,416,266口	4,308,912,597口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>5,164,427円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>91,018,938円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>247,041,265円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>237,738,183円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>580,962,813円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>5,179,416,266口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>1,121円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,164,427円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	91,018,938円	収益調整金額	C	247,041,265円	分配準備積立金額	D	237,738,183円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	580,962,813円	当ファンドの期末残存口数	F	5,179,416,266口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,121円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,270,119円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>55,738,702円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>238,335,706円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>251,725,829円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>549,070,356円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,308,912,597口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>1,274円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,270,119円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	55,738,702円	収益調整金額	C	238,335,706円	分配準備積立金額	D	251,725,829円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	549,070,356円	当ファンドの期末残存口数	F	4,308,912,597口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,274円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	5,164,427円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	91,018,938円																																																											
収益調整金額	C	247,041,265円																																																											
分配準備積立金額	D	237,738,183円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	580,962,813円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	5,179,416,266口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,121円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,270,119円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	55,738,702円																																																											
収益調整金額	C	238,335,706円																																																											
分配準備積立金額	D	251,725,829円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	549,070,356円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	4,308,912,597口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,274円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	161,452,163	77,141,711
投資証券	593,860	7,926,639
合計	160,858,303	85,068,350

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1) 口当たり情報

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1122円 (11,122円)	1,1274円 (11,274円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考	
円	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	30,618,051	135,824,736		
		MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	120,412,226	263,943,599		
		国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	1,229,720,753	1,305,840,467		
		MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	644,414,566	540,212,730		
		日本株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	135,790,482	255,530,529		
		先進国株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	29,882,105	76,447,389		
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド (適格機関投資家限定)	20,516,911	64,357,446		
		MAXIS Jリート上場投信	14,950	26,498,875		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	1,082,810,329	1,258,875,288		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	440,021,856	752,437,373		
円合計			3,734,202,229	4,679,968,432		
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	556	13,733.20		
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	80,364	452,610.04		
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,532	64,650.40		
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	1,111	64,582.43		
アメリカドル合計			83,563	595,576.07 (87,752,178)		
合計				4,767,720,610 (87,752,178)		

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券	4銘柄	100.00% 1.84%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スマート・クオリティ・オープン(安定成長型)(1年決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	8,941,225	9,420,829
コール・ローン	134,914,462	96,454,676
投資信託受益証券	4,320,816,635	4,688,639,992
投資証券	242,086,470	209,348,662
未収入金	-	39,138,826
未収利息	-	562
流動資産合計	4,706,758,792	5,043,003,547
資産合計	4,706,758,792	5,043,003,547
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,993,106	36,702,760
未払受託者報酬	745,339	792,889
未払委託者報酬	34,037,251	36,208,824
未払利息	314	-
その他未払費用	248,389	264,237
流動負債合計	38,024,399	73,968,710
負債合計	38,024,399	73,968,710
純資産の部		
元本等		
元本	3,693,336,453	3,773,287,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	975,397,940	1,195,746,872
(分配準備積立金)	570,745,842	604,041,717
元本等合計	4,668,734,393	4,969,034,837
純資産合計	4,668,734,393	4,969,034,837
負債純資産合計	4,706,758,792	5,043,003,547

（2）【損益及び剩余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
営業収益		
受取配当金	11,118,089	9,972,024
受取利息	278,236	413,963
有価証券売買等損益	253,773,523	239,299,111
為替差損益	21,128,727	3,071,285
営業収益合計	286,298,575	252,756,383
営業費用		
支払利息	49,983	13,807
受託者報酬	1,477,524	1,554,475
委託者報酬	67,473,510	70,987,870
その他費用	555,326	594,847
営業費用合計	69,556,343	73,150,999
営業利益又は営業損失（）	216,742,232	179,605,384
経常利益又は経常損失（）	216,742,232	179,605,384
当期純利益又は当期純損失（）	216,742,232	179,605,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	5,224,358	26,182,307
期首剩余金又は期首次損金（）	767,749,879	975,397,940
剩余金増加額又は欠損金減少額	127,660,973	292,226,403
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	127,660,973	292,226,403
剩余金減少額又は欠損金増加額	131,530,786	225,300,548
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	131,530,786	225,300,548
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（）	975,397,940	1,195,746,872

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年8月13日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年8月15日から2024年8月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1. 期首元本額	3,697,182,225円	3,693,336,453円
期中追加設定元本額	635,101,736円	926,083,591円
期中一部解約元本額	638,947,508円	846,132,079円
2. 受益権の総数	3,693,336,453口	3,773,287,965口

（損益及び剩余金計算書に関する注記）

第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,453,405円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>203,064,469円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>404,652,098円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>359,227,968円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>975,397,940円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>3,693,336,453口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>2,640円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,453,405円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	203,064,469円	収益調整金額	C	404,652,098円	分配準備積立金額	D	359,227,968円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	975,397,940円	当ファンドの期末残存口数	F	3,693,336,453口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,640円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,982,439円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>146,440,638円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>591,705,155円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>450,618,640円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,195,746,872円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>3,773,287,965口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>3,168円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,982,439円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	146,440,638円	収益調整金額	C	591,705,155円	分配準備積立金額	D	450,618,640円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,195,746,872円	当ファンドの期末残存口数	F	3,773,287,965口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,168円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	8,453,405円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	203,064,469円																																																											
収益調整金額	C	404,652,098円																																																											
分配準備積立金額	D	359,227,968円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	975,397,940円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,693,336,453口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,640円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,982,439円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	146,440,638円																																																											
収益調整金額	C	591,705,155円																																																											
分配準備積立金額	D	450,618,640円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,195,746,872円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,773,287,965口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,168円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	242,110,673	181,399,184
投資証券	469,575	19,827,212
合計	241,641,098	201,226,396

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1) 口当たり情報

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2641円 (12,641円)	1,3169円 (13,169円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考	
円	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	70,781,786	313,995,080		
		MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	201,173,136	440,971,514		
		国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	833,945,136	885,566,339		
		MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	452,062,869	378,964,303		
		日本株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	231,971,130	436,523,272		
		先進国株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	61,306,269	156,839,827		
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド (適格機関投資家限定)	50,379,527	158,030,500		
		MAXIS Jリート上場投信	54,240	96,140,400		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	758,358,021	881,667,035		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	549,673,522	939,941,722		
円合計			3,209,705,636	4,688,639,992		
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	4,889	120,758.30		
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	217,125	1,222,848.00		
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	920	38,824.00		
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	661	38,423.93		
アメリカドル合計			223,595	1,420,854.23 (209,348,662)		
合計				4,897,988,654 (209,348,662)		

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券	4銘柄	100.00% 4.27%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スマート・クオリティ・オープン(成長型)(1年決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	1,709,361	2,495,291
コール・ローン	113,154,937	39,316,837
投資信託受益証券	2,492,371,383	2,821,338,609
投資証券	206,100,338	220,430,539
未収入金	-	47,123,321
未収利息	-	229
流動資産合計	2,813,336,019	3,130,704,826
資産合計	2,813,336,019	3,130,704,826
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,949,462	5,848,500
未払受託者報酬	429,112	507,696
未払委託者報酬	21,026,050	24,877,066
未払利息	263	-
その他未払費用	142,977	169,176
流動負債合計	23,547,864	31,402,438
負債合計	23,547,864	31,402,438
純資産の部		
元本等		
元本	1,908,100,044	1,965,512,964
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	881,688,111	1,133,789,424
(分配準備積立金)	504,810,416	581,521,287
元本等合計	2,789,788,155	3,099,302,388
純資産合計	2,789,788,155	3,099,302,388
負債純資産合計	2,813,336,019	3,130,704,826

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
営業収益		
受取配当金	9,520,943	10,249,281
受取利息	84,702	108,692
有価証券売買等損益	234,670,955	244,983,946
為替差損益	16,854,918	2,847,403
その他収益	2,360	-
営業収益合計	261,133,878	258,189,322
営業費用		
支払利息	35,674	10,573
受託者報酬	842,110	978,160
委託者報酬	41,263,053	47,929,690
その他費用	338,427	389,766
営業費用合計	42,479,264	49,308,189
営業利益又は営業損失()	218,654,614	208,881,133
経常利益又は経常損失()	218,654,614	208,881,133
当期純利益又は当期純損失()	218,654,614	208,881,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	4,931,658	31,587,285
期首剩余金又は期首次損金()	657,538,824	881,688,111
剩余金増加額又は欠損金減少額	132,988,749	271,502,673
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	132,988,749	271,502,673
剩余金減少額又は欠損金増加額	122,562,418	196,695,208
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	122,562,418	196,695,208
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	881,688,111	1,133,789,424

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年8月13日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2023年8月15日から2024年8月13日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1. 期首元本額	1,879,903,983円	1,908,100,044円
期中追加設定元本額	380,797,657円	478,893,716円
期中一部解約元本額	352,601,596円	421,480,796円
2. 受益権の総数	1,908,100,044口	1,965,512,964口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,781,327円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>205,941,629円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>376,877,695円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>291,087,460円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>881,688,111円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,908,100,044口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>4,620円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,781,327円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	205,941,629円	収益調整金額	C	376,877,695円	分配準備積立金額	D	291,087,460円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	881,688,111円	当ファンドの期末残存口数	F	1,908,100,044口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,620円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,954,707円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>169,339,141円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>552,268,137円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>404,227,439円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,133,789,424円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,965,512,964口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>5,768円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,954,707円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	169,339,141円	収益調整金額	C	552,268,137円	分配準備積立金額	D	404,227,439円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,133,789,424円	当ファンドの期末残存口数	F	1,965,512,964口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,768円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,781,327円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	205,941,629円																																																											
収益調整金額	C	376,877,695円																																																											
分配準備積立金額	D	291,087,460円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	881,688,111円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,908,100,044口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,620円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,954,707円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	169,339,141円																																																											
収益調整金額	C	552,268,137円																																																											
分配準備積立金額	D	404,227,439円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,133,789,424円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,965,512,964口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,768円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	第9期 自 2022年 8月16日 至 2023年 8月14日	第10期 自 2023年 8月15日 至 2024年 8月13日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	230,630,447	195,043,519
投資証券	1,289,929	20,668,225
合計	229,919,376	215,711,744

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1) 口当たり情報

	第9期 [2023年 8月14日現在]	第10期 [2024年 8月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4621円 (14,621円)	1,5768円 (15,768円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考	
円	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	75,884,686	336,632,055		
		MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	207,574,075	455,002,372		
		国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	210,017,209	223,017,274		
		MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	118,658,304	99,471,256		
		日本株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	242,444,596	456,232,240		
		先進国株式最小分散インデックスファンド (適格機関投資家限定)	68,645,742	175,616,401		
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド (適格機関投資家限定)	54,896,253	172,198,566		
		MAXIS Jリート上場投信	96,390	170,851,275		
		MUAM 日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	181,244,595	210,714,966		
		MUAM 外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	305,030,529	521,602,204		
円合計			1,464,492,379	2,821,338,609		
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	4,270	105,469.00		
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	231,100	1,301,555.20		
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	1,059	44,689.80		
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	763	44,353.19		
アメリカドル合計			237,192	1,496,067.19 (220,430,539)		
合計				3,041,769,148 (220,430,539)		

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券	4銘柄	100.00% 7.25%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型）】

【純資産額計算書】

2024年 8月30日現在

（単位：円）

資産総額	5,079,243,780
負債総額	5,626,960
純資産総額（ - ）	5,073,616,820
発行済口数	4,455,802,961口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1387
（10,000口当たり）	（11,387）

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（1年決算型）】

【純資産額計算書】

2024年 8月30日現在

（単位：円）

資産総額	5,088,530,570
負債総額	8,717,630
純資産総額（ - ）	5,079,812,940
発行済口数	3,788,112,203口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.3410
（10,000口当たり）	（13,410）

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）（1年決算型）】

【純資産額計算書】

2024年 8月30日現在

（単位：円）

資産総額	3,208,860,081
負債総額	4,401,149
純資産総額（ - ）	3,204,458,932
発行済口数	1,968,805,241口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6276
（10,000口当たり）	（16,276）

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証

券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2024年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	826	36,181,337
追加型公社債投資信託	16	1,516,173
単位型株式投資信託	92	396,293
単位型公社債投資信託	46	102,306
合計	980	38,196,110

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2	51,733,041
有価証券		1,579,691
前払費用		770,747
未収入金		81,854
未収委託者報酬		16,753,855
未収収益	2	688,142
金銭の信託		10,400,000
		2
		58,206,340
		15,283
		679,199
		138,388
		21,064,747
		1,485,701
		10,500,500

その他	745,576		371,400
流動資産合計	82,752,908		92,461,561
固定資産			
有形固定資産			
建物	181,551	1	2,936,036
器具備品	730,357	1	1,531,857
土地	628,433		628,433
建設仮勘定	1,111,177		45,140
有形固定資産合計	2,651,520		5,141,467
無形固定資産			
電話加入権	15,822		15,822
ソフトウェア	4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定	1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計	6,107,206		6,612,357
投資その他の資産			
投資有価証券	12,022,365		13,788,071
関係会社株式	159,536		159,536
投資不動産	807,066	1	1,788,120
長期差入保証金	689,492		689,867
前払年金費用	118,832		47,573
繰延税金資産	1,675,132		1,088,836
その他	45,230		45,230
貸倒引当金	23,600		23,600
投資その他の資産合計	15,494,056		17,583,636
固定資産合計	24,252,782		29,337,461
資産合計	107,005,691		121,799,022

(単位:千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	6,139,595	7,523,485
その他未払金	955,697	885,002
未払費用	5,778,896	8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350

資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202

(純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位:千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104
営業費用		
支払手数料	4	31,461,274
広告宣伝費		798,894
公告費		375
調査費		1,017
調査費	2,849,042	3,537,103
委託調査費	19,236,505	27,296,058
事務委託費	1,751,807	1,861,577
営業雑経費		

通信費	113,480	137,737
印刷費	367,379	390,143
協会費	58,128	68,869
諸会費	18,447	20,108
事務機器関連費	2,238,382	2,531,009
その他営業雑経費	-	139,012
営業費用合計	58,893,717	71,070,444
一般管理費		
給料		
役員報酬	416,461	400,592
給料・手当	6,565,766	7,202,711
賞与引当金繰入	849,840	1,182,242
役員賞与引当金繰入	154,872	175,992
福利厚生費	1,279,885	1,424,215
交際費	8,942	10,054
旅費交通費	75,274	108,782
租税公課	403,955	397,138
不動産賃借料	719,707	728,550
退職給付費用	388,176	381,449
固定資産減価償却費	2,418,341	2,469,755
諸経費	444,313	490,104
一般管理費合計	13,725,534	14,971,590
営業利益	14,263,207	15,859,070

(単位:千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	47,353	54,618
受取利息	4 10,279	4 12,836
投資有価証券償還益	609,102	204,527
収益分配金等時効完成分	94,351	17,722
受取賃貸料	4 65,808	4 162,111
その他	36,894	44,734
営業外収益合計	863,788	496,550
営業外費用		
投資有価証券償還損	32,995	234,700
時効後支払損引当金繰入	31,951	-
事務過誤費	2,680	10,822
賃貸関連費用	14,262	108,773
その他	32,394	25,903
営業外費用合計	114,284	380,199
経常利益	15,012,711	15,975,421
特別利益		
投資有価証券売却益	387,113	464,927
固定資産売却益	-	1 16,229
資産除去債務履行差額	-	87,050
特別利益合計	387,113	568,207

特別損失

投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	3	32,791	3	20,246
固定資産売却損		-	2	65,427
減損損失	5	315,350		-
企業結合関連費用		-	6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	4	4,860,444	4	4,542,085
法人税等調整額		271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当期変動額						
剰余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125	
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			4,267,201	4,267,201	4,267,201	
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133	

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剩余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剩余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期末残高				

	利益剰余金			株主資本合計	
	利益 準備金	その他利益剰余金			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	
剩余金の配当			5,171,039	5,171,039	
当期純利益			10,537,601	10,537,601	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			6,969,087	6,969,087	
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	
				94,310,221	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413

当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円
その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産売却益の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

2. 固定資産売却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

3. 固定資産除却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

5. 減損損失

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区(本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしてあります。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当事業年度については、該当事項はありません。

6. 企業結合関連費用

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				

普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,747,620千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
資産計	24,002,056	24,002,056	-

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注4） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	-
金銭の信託	10,400,000	-	-	-
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	-
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	-
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	-
資産計	24,303,855	24,303,855	-

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	-	-	-
金銭の信託	10,500,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064,747	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15,283	-	15,283
金銭の信託	-	10,500,500	-	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	-	13,788,071

資産計	2,014,968	22,288,887	-	24,303,855
-----	-----------	------------	---	------------

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939,577	7,241,136	301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	17,240	-	14,120

債券	-	-	-
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円（その他有価証券のその他31,651千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	3,723,521	千円	3,582,778	千円
勤務費用	196,190		182,947	
利息費用	25,925		39,626	
数理計算上の差異の 発生額	186,130		79,379	
退職給付の支払額	176,727		300,286	
過去勤務費用の発生額	-		-	
企業結合による影響額	-		226,499	
退職給付債務の期末残高	3,582,778		3,652,185	

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
年金資産の期首残高	2,583,927	千円	2,425,752	千円
期待運用収益	46,453		43,626	
数理計算上の差異の 発生額	103,934		227,699	
事業主からの拠出額	-		-	
退職給付の支払額	100,694		204,536	
年金資産の期末残高	2,425,752		2,492,542	

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

第38期

(2023年3月31日現在)

第39期

(2024年3月31日現在)

積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	2,425,752	2,492,542
	42,442	242,114
非積立型制度の退職給付債 務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	223,319	157,957
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	118,832	47,573
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	6,532	29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
--	------------------------	------------------------

割引率	0.066 ~ 1.13%	1.39 ~ 1.41%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円あります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	-
資産除去債務	-	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	36,386	14,567
その他有価証券評価差額金	296,702	855,135
その他	1,199	5,308
繰延税金負債 合計	334,288	875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号:MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1.取引の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2)企業結合日

2023年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸收分割会社、当社を吸收分割承継会社とする無対価吸收分割

(4)結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5)企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2.会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共同支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,420,750千円
時の経過による調整額	-	7,835千円
期末残高	-	1,428,586千円

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	4,893,312 千円 463,416 千円	未払手数料 未払費用	790,279 千円 253,093 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通算制 度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円

会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449千円	未払手数料	1,449,414千円
-------------	---------------------	---------	-----------	-----	----	-------------------------------	-----------------------	-------------	-------	-------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額(千円)	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める

要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社 三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 百五銀行	20,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 SBI証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

（1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

該当ありません。（2024年8月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

（1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することができます。

（2）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することができます。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願ひいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

（3）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（4）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（5）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することができます。

（6）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（7）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することができます。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員 山田信之

指定有限責任社員
業務執行
行社員 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型）の2023年8月15日から2024年8月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（安定型）（1年決算型）の2024年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（1年決算型）の2023年8月15日から2024年8月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）（1年決算型）の2024年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（成長型）（1年決算型）の2023年8月15日から2024年8月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（成長型）（1年決算型）の2024年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。